

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	仁田子地区 (仁田子)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月20日、令和7年1月15日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・仁田子は水田地帯のほとんどが米や麦の土地利用型農業と畜産農家による飼料作物の栽培が行われている一方で、野菜や花きなどの施設園芸なども約1ha程度行われている。

・以前は「法人化はしない」となっていたが、後継者不足などの現状を考えると、再度法人化に向けた検討をすべき。

・地元の農業者の高齢化により、多くの農業者の入り作状態になっている。入り作農家に対して、地域との交流を今以上に求めたい。(地域の区役、草刈り等参加していただき交流を深めて頂きたい。入り作農業者との共存の重要性。)

・イノシシなどの被害が出始めた。対策が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米を中心とした野菜づくり等(高収益作物)への取り組みを推進していきたい。遊休農地が出始めたので、農地保全の必要性がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.1 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
基盤整備実施済の農地が多く、農地集積に取り組みやすい地形。今後も、近隣の集落からの入り作も含めた認定農業者や認定新規就農者等への集積、集団化に取り組む。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用した積極的な農地の集積・集約化に取り組み、新規就農者や認定農業者、入作農業者等への受け入れを促進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
S50～S58年に県営甲佐地区圃場整備事業により、区画整理を実施済。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の主体作物は米であるが、ニラや花きなどの園芸作物についても多くある。集約型農業との農地の利用調整を図っていきながら、継続して認定農業者や新規就農者の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②有機農業への取り組みについては、新規就農者による米の無農薬栽培が行われており、環境保全型農業の取り組みが実施されている。

⑦多面的機能支払事業(仁田子資源保全会)の取り組みも継続し、農地の保全管理、農道や水路の補修に努める。